

物件名称を変更された所有者（または代理者）様へ

物件名称変更の手続完了後、居住者の住民票の住所の表記が変わることに伴い、居住者の方が各自で行っていただく必要がある手続があります。居住者の方の個々の事情により必要な手続きは異なりますが、主な手続きは下記のとおりです。「建物名変更に伴う住民異動届等の手続きについて」をお渡ししますので、居住者の方へのご周知をよろしくお願いいたします。

記

<市役所で居住者の方が行う手続の主な例>

- ・ 住民異動届（全員）
- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、記載事項変更手続
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真つき）をお持ちの方は、記載事項変更手続
- ・ 外国籍の方は、在留カード・特別永住者証明書の住居地変更手続
- ・ 国民健康保険等の被保険者証や資格確認書をお持ちの方は、回収・交付の手続

<手続きできる場所 >

- ・ 三鷹市役所 1階（野崎一丁目1番1号）
- ・ 三鷹駅前市政窓口（下連雀三丁目24番3-202号 三鷹駅前協同ビル2階）
- ・ 三鷹台市政窓口（井の頭二丁目13番2号）
- ・ 三鷹東部市政窓口（中原一丁目29番35号）
- ・ 三鷹西部市政窓口（野崎三丁目28番11号）

<お問合せ> 三鷹市市民部市民課

物件名称変更等住居表示に関すること：庶務・年金係（住居表示担当） 0422-29-8058

住民異動等手続きに関すること：届出・証明係 0422-29-9191

<市役所以外で住所変更の手続が必要となる主な事例> *各事業者へお問合せ下さい。

- ・ 郵便局、電気、ガス、水道、電話各社への届出
- ・ 不動産登記（土地・建物登記簿の所有者の住所欄・抵当権者等の住所欄の変更）
- ・ 自動車等の運転免許証、登録、車検証
- ・ 勤務先、金融機関、保険会社、カード会社等への届出